

利用者各位

こども未来部こども家庭支援課

児童館利用申請書について

日頃より、江東区児童館事業の運営にご理解、ご協力をいただき大変有難うございます。
さて、江東区には17の児童館があり、遊戯室・図書室・集会室などの施設で、0歳から18歳未満の児童が、自由に楽しく遊ぶことができます。（乳幼児は保護者の付き添いが必要です。）
災害やこどもたちのケガ、緊急時の保護者の方等との連絡、入館受付等の事務処理のため、児童館の利用にあたっては、児童館利用申請書を提出していただきます。
児童館利用申請書は、緊急時の連絡及び入館受付等の事務処理以外には使用いたしません。また入館受付等の事務処理は個人情報保護法に則り、厳正に管理いたします。主旨をご理解の上、児童館利用申請書の記入と提出をお願いいたします。

～児童館の利用について～

- ・利用する各児童館に児童館利用申請書を提出して下さい。
- ・児童館では、児童館利用申請書を受け取り、利用者カードを作成しお渡しします。

こども家庭支援課こども家庭係
電話（3647）9230

※裏面の「～お知らせとお願い～」もご覧ください。

キ リ ト リ

※提出先：利用する児童館

別記第1号様式(第3条関係)

児童館利用申請書

(中学生用)

記入日		年		月		日									
ふりがな						男・女									
児童氏名															
生年月日		20		年		月		日		生まれ		年齢		歳	
学校・学年		学校				年生									
保護者氏名															
住所															
電話		(自宅・母携帯・父携帯・その他)													
緊急 連絡先	ふりがな														
	氏名		続柄()												
	電話番号(携帯・勤務先等 日中連絡がつくところ)		(母携帯・父携帯・その他)												

*この欄は児童館で 記入します。	
東砂第二児童館	
登録 番号	
備考	